

評価項目及び基準	機構自己評価	具体的な対応状況等	委員評価	特記事項 (意見・提言)
<p>1 推進体制・方法</p> <p>(1) 市町村等との連携</p> <p>A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	<p>A</p>	<p>[国]</p> <p>1 国意見交換会等への参加</p> <p>(1) 地域計画作成に係る意見交換会への参加 地域計画の策定に向けて、農林水産省が開催する先進的な地域との意見交換会へ、県、県内自治体、JAなどとともに参加し、先進地域の取組みについて情報収集を行った。 第1回 果樹地帯(3/29)、第2回 推進体制(5/31)、 第3回 中山間地域(6/30) ※立山町が事例紹介 第4回 農業委員会(7/28)、第5回 農業委員会サポートシステム(9/27)、 第6回 JA等との連携(10/31)、第7回 バンクとの連携(11/29)、 第8回 集落営農(1/31)、第9回 都市的地域(2/28)、第10回 モデル地区(3/27)</p> <p>(2) 農林水産省・北陸農政局の現地視察・意見交換会への参加 農林水産省や北陸農政局の県内市町村等における現地視察・意見交換等に、県とともに参加した。 ①北陸農政局地域計画策定推進意見交換 (4/28) ②農林水産省現地視察意見交換 (5/11) ③北陸農政局との意見交換 (黒部・富山7/7)</p> <p>[連絡協議会]</p> <p>2 富山県農地中間管理事業連絡協議会の開催</p> <p>(1) 県、市町村、JA、農業会議及び県土地改良事業連合会など関係機関を構成員とする「富山県農地中間管理事業連絡協議会」を開催し、農地中間管理事業予算や関連制度活用、推進体制や事務手続きの留意点等について情報共有し、課題を整理・検討のうえ対応を協議、決定した。(3/18)</p> <p>(2) 農地中間管理事業連絡協議会活動方針を策定し、これに基づき活動を展開した。 ⇒参考資料1、2</p> <p>[市町村等19団体]</p> <p>3 市町村毎の課題の抽出と対応方針の検討</p> <p>(1) 地域計画策定に係る地域の協議の場への参加 市町村からの要請により、地域計画策定に係る、地域の協議の場へ参加し、農地中間管理制度の説明を行った。(※ 高岡市と小矢部市で一部地域計画策定済み) ①富山市 地域計画策定協議会(8/9)、地域の協議の場(12/18, 2/1, 6, 7, 8) ②高岡市 協議の場(12/15, 1/16, 3/27)、検討会(3/8) ③小矢部市 地区検討会(2/26, 28) ④舟橋村 農事懇談会(2/24) ⑤立山町 意見交換会(2/16)</p> <p>(2) 農林水産省・北陸農政局の現地視察・意見交換会への参加(再掲) 農林水産省や北陸農政局の県内市町村等における現地視察・意見交換等に、県とともに参加した。 ①北陸農政局地域計画策定推進意見交換 (4/28) ②農林水産省現地視察意見交換 (5/11) ③北陸農政局との意見交換 (黒部・富山7/7)</p> <p>(3) 市町村等と連携した農地に関する課題の解決 ①農地の保全管理(魚津 0.1ha・入善 0.3ha) 担い手の急逝等により耕作が困難となった農地を保全管理(耕起、草刈等)しつつ、新たな担い手を探した。 ②遊休農地の解消(氷見 0.3ha) 担い手へ転貸するため、遊休農地解消緊急対策事業を活用し、遊休農地の耕起、草刈等を行い、担い手への転貸を図った。 ③県外からの新規就農への支援 農地相談員及び就農コーディネータとの連携により、氷見市での就農予定者(R6.4)の農地等の借入を支援した。(大阪出身、石川県で農業研修)</p> <p>(4) その他 上記のほか、農地中間管理(委託含む)、遊休農地解消、所有者不明農地に関する市町村からの相談について、課題を共有し、関係者との調整を行った。</p>	<p>A (5名)</p>	

	<p>[県農業会議及び農業委員会]</p> <p>4 農地中間管理事業の周知 県農業会議や農業委員会が主催する農業委員・農地利用最適化推進委員等を対象とした研修会で、農地中間管理事業について説明した。 (1) 市町村農業委員会、農政担当課職員研修会 (5/25～26、2/14) (2) 新任農業委員等研修会 (8/23) (3) 富山県農業委員会大会(11/16)、農業法人・企業稲作経営研修会 (12/14) (4) 機構業務執行理事が、県農業会議の常設審議委員会に出席し、必要に応じ助言</p> <p>[その他関係機関]</p> <p>5 農地中間管理事業の周知 県や農協営農指導員協議会が主催する職員・営農指導員を対象とした研修会で、農地中間管理事業について説明した。 (1) 県農林水産部部門研修 (農業土木技術研修) (10/11) (2) 高岡区域農協営農技術指導員協議会研修会 (1/17)</p>		
<p>(2) 農業者への周知徹底新規就農者や企業への対応 A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	<p>1 広報活動の強化 (1) パンフレットの作成 ※機構集積協力金や固定資産税軽減措置も記載。遊休農地解消事業を追記(R5～) 20,000部：農家配布、市・JA等の窓口を設置等 (7月) (2) 農業参入フェア 2023 (東京 10/24・大阪 11/2) でのPR 農業参入を希望する法人を対象とした農水省主催イベントにおいて、相談員の配置・個別相談への対応 (東京) や、パンフレットを配布 (3) 富山県農地相続・継承セミナー (10/21、22) でのPR 相談員を配置し個別相談に対応するとともに、パンフレットを配布</p> <p>2 担い手との意見交換と機構活用促進 (1) 農業法人・企業稲作研修会 (12月) において、機構活用のメリット (中間管理事業の活用が、地権者の費用負担のない機構関連農地整備事業や各種補助事業の採択要件となることが多いこと等) を説明するとともに、制度に関する意見交換を行った。 (2) 地域計画策定に係る地域の協議の場への参加 (再掲) 市町村からの要請により、地域計画策定に係る地区検討会へ参加し、農地中間管理制度の説明を行った。 ①富山市 地域計画策定協議会(8/9)、地区検討会(12/18, 2/1, 6, 7, 8) ②高岡市 地区検討会(12/15, 1/16, 3/27)、検討会(3/8) ③小矢部市 地区検討会(2/26, 28) ④舟橋村 農事懇談会(2/24) ⑤立山町 意見交換会(2/16) (3) 基盤整備事業との連携と機構活用促進 基盤整備実施地区等において、農地中間管理事業の活用を推進した。 ①国営農地再編整備事業 (水橋地区) 営農推進協議会 (8/8, 2/16)、地元説明会 (10/13) ②農地整備事業 (朝日町泊東部南地区) 地元説明会 (6/26, 29)、意見聴取・回答 (12/25) ③農地整備事業 (魚津市長引野西部地区) 住民説明会 (6/27, 28)、意見聴取 (1/17) ④農地整備事業 (立山町四谷尾地区) 地区打合せ (6/20)、現地説明会 (2/18) ⑤農地整備事業 (立山町東中野新地区) 意見聴取・回答 (12/20) ⑥農地整備事業 (小矢部市芹川西部地区) 意見聴取 (12/27)</p>	<p><u>A</u> (5名)</p>	
<p>(3) 農業者、委託先の負担軽減等への取り組み A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	<p>1 農用地利用集積等促進計画への切り替え これまでの「集積計画」(農業委員会決定・市町村公告)と「配分計画」(県認可・公告)が「促進計画」(県認可・公告)に統合することから、市町村等が円滑に対応できるよう支援した。 ※ 農地中間管理システムは促進計画様式に対応済。 ※ 魚津市は地域計画策定前に市全域で「促進計画」に切替済。</p> <p>2 借賃変動型契約の導入 賃貸借契約に借賃の単価を、市町村等が定める「参考賃借料※」に連動させる契約を追加し、借賃変動型と借賃固定型のいずれかを選択できるようにした。 これまで、集積計画・配分計画の借賃は、契約期間中は固定となっており、借賃を変更したい場合、その都度、変更手続きにより、貸し手借り手の押印が必要(賃借固定型)。 今般の借賃変動型契約では、契約時に同意書を提出(貸し手借り手とも)することで、参考賃借料変更による借賃変更の際の貸し手借り手の押印を不要とした。なお、借賃変更時には、市町村等から貸し手、借り手に賃料変更等を案内する必要がある。(※参考賃借料:農用地所在地の市町村農業委員会が定める参考賃借料(標準賃借料))</p>	<p><u>A</u> (5名)</p>	

		<p>3 農地相談員（現地コーディネーター）の配置 農地相談員を配置（2月～）し、市町村や地域の要請に応じ、地域計画策定に係る協議の場や地域計画策定に参画するとともに、市町村等の課題に応じ、機構関連農地整備事業、遊休農地解消緊急対策事業の活動支援などを行った。</p>		
<p>(4) 基盤整備等との連携 A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	A	<p>1 基盤整備事業との連携と機構活用促進（一部再掲） 基盤整備実施地区等において、農地中間管理事業の活用を図った。 ①国営農地再編整備事業（水橋地区） 営農推進協議会(8/8, 2/16, WT 12/20)、地元説明会(10/13) ②農地整備事業（朝日町泊東部南地区） 連絡調整会議(4/27)、地元説明会(6/26, 29)、意見聴取・回答(12/25) ③農地整備事業（魚津市長引野西部地区） 連絡調整会議(4/20)、住民説明会(6/27, 28)、意見聴取(1/17) ④農地整備事業（立山町四谷尾地区） 地区打合せ(6/20)、現地説明会(2/18) ⑤農地整備事業（立山町東中野新地区） 意見聴取・回答(12/20) ⑥農地整備事業（小矢部市芹川西部地区） 意見聴取(12/27) ⑦耕作条件改善事業（富山市西二俣地区） 土地改良区打合せ(1/17)</p> <p>2 所有者不明農地等の知事裁定による機構活用 所有者等を確認できない耕作放棄地等を解消するため、農業委員会からの申請に基づき、知事による利用権設定の裁定を行った。 (H29: 1件、H30: 1件、R元: 1件、R3: 3件、R4: 6件、R5: 9件)</p>	A (5名)	<p>・所有者不明農地は今後も増えると思われるが、農地継承(相続)対策を十分に図りたい。</p>
<p>2 活動成果</p> <p>A:一定の成果をあげている。 B:あまり成果をあげていない。 C:ほとんど成果をあげていない。</p>	A	<p>1 担い手への農地集積率 ⑤ 69.1% 全国6位 (④68.8% 全国6位) 県集積面積 39,958 ha/県耕地面積 57,800 ha</p> <p>2 耕地面積に占める機構借入面積（H26～R5）の割合 ⑤ 21.9% 全国2位 (④19.7% 全国3位) 機構借入面積（H26～R5）12,671ha/県耕地面積 57,800 ha</p>	A (5名)	<p>別添参照 シート2 「活動成果」</p>
<p>3 令和6年度に向けた意向</p> <p>体制・推進方法改善の意向 A:妥当である。 B:おおむね妥当である。 C:見直しが必要である。</p>	A	<p>1 関係機関との緊密な連携による一体的な業務推進 「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の施行(R5.4.1)により、今後は、市町村が協議の結果を踏まえて策定した「地域計画（目標地図）」の実現に向けて関係機関が連携して取組を推進することとされており、機構は、地域計画の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、目標地図の素案の作成を行う農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、一体的に業務を推進するものとする。 「地域計画」については、令和6年度末までに策定されることから、引き続き農地相談員を配置し、市町村が地域計画を策定する際には、農業者等の協議の場に積極的に参加するとともに、地域計画の策定及び実現に向けて、市町村及び農業委員会への積極的な協力を行う。</p> <p>2 市町村毎の課題の抽出と対策の検討 「地域計画（目標地図）」をはじめとする改正法対応の他、機構関連農地基盤整備事業・機構集積協力金交付事業・遊休農地解消緊急対策事業等の活用など、課題を抱える市町村や地域を中心に、関係機関と連携しキャラバン活動を行うなど、課題解決を支援する。</p> <p>3 利用権設定等促進事業から農地中間管理事業への円滑な移行 利用権設定等促進事業が、令和7年4月以降または地域計画の策定後のいずれか早い時期から、その新規契約や契約の更新ができなくなることから、「地域計画（目標地図）」の策定作業と連携しながら、このことを周知するとともに、契約期間満了時に、円滑に農地中間管理事業への移行が図られるよう努める。</p>	A (4名) B (1名)	<p>・R7.4月からの利用権から中間管理機構への移行は、農地流動化の方向性を一段と強めるもの。一定の小規模農家や新規就農者との共生を図るべきであり、富山県内でのそのバランスを展望しておく必要がある。そのためにも、新規流動化分に対する機構関与率の妥当性を分析しておくべき。 ・地域計画推進のなかで、農村の和を崩さないように十分配慮して進められたい。 ・利用権設定事業による新規契約や更新ができなくなることを公社からも説明すべき。</p>
<p>4 総合評価</p> <p>A～Cの3段階で評価 A:良好。 B:普通。 C:不十分。</p>	A		A (5名)	<p>概ね良好に実施されている。</p>